

# 令和5年度川越町職員（事務職・技術職）募集要項

●令和5年9月1日採用職員を募集します

## 1 募集職種・採用予定人員・年齢及び資格要件

募集職種	採用予定人員	年齢及び資格要件
一般事務職	若干名	・学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校を卒業した方又は高等学校卒業程度の学力を有する方 ・昭和59年4月2日以降に生まれた方
技術職員 （土木）	若干名	
技術職員 （建築）		

### 【全職種共通資格要件】

- （1）地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（別紙参照）
  - （2）採用後に、川越町又はその近郊に居住できる方
  - （3）外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方に限ります。
- （注）外国籍の方については、採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。詳しくは、「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

## 2 試験日時と会場

### 〈第1次試験〉

- 日 時 令和5年6月18日（日）  
午前10時00分～（受付午前9時30分～）
- 場 所 川越町役場2階大会議室
- 内 容 【午前】職務基礎力試験・職務適応性試験  
【午後】専門試験（技術職員のみ）
- ※受付時に顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）で本人確認をさせていただきます。

### 〈第2次試験〉

- 内 容 （1）小論文試験  
（2）面接試験
- ※日時・場所等は第1次試験合格者に郵送で通知します。  
（小論文試験は7月2日、面接試験は7月第1週を予定）

### 3 一次試験の出題分野

#### 【全職種共通】

科目	出題分野
職務基礎力 試験	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野（75題）
職務適応性 検査	社会人の職務、職場への適応性（職務への対応、人間関係等）の観点から受験者の性格傾向を把握する検査

#### 【専門試験】

科目	出題分野
土 木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工（30題）
建 築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工（30題）

### 4 合格発表

試験の結果に基づき、郵送で本人に通知します。

### 5 応募方法

川越町ホームページに掲載の応募フォームから、5月31日までに申し込み  
※5月31日23時59分までの申し込み完了分まで有効

### 5 勤務条件等（令和5年4月1日現在）

☆初任給 大学卒：191,700円  
短大卒：175,300円  
高校卒：164,100円

※初任給は、前職歴等に応じて加算される場合があります。

※月例給見込例：232,200円（大学卒・職務経験8年・30歳の場合）  
職務経験者の給料月額は、職務経験の内容等に応じ異なりますので、上記金額と同じになるとは限りません。

※諸手当として地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準じて給与が改定される場合があります。

※「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

☆勤務時間・休暇

勤務時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

休 日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始

休 暇 年次有給休暇として 2 0 日（採用年は 7 日）があります。その他、条例で定められた休暇があります。

6 問い合わせ先

川越町役場総務課（電話 0 5 9 - 3 6 6 - 7 1 1 3）

☆ 参考 地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、川越町においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

### 1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 町民に対して公益的な必要から町民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 町民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 町民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

[「公権力の行使」にあたる主な職務の例]

占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、都市計画の決定など

### 2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、川越町の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く。）の職（具体的には係長、主幹）への昇任は制限されません。

(試験会場までの案内図)



※川越富洲原駅から徒歩25分又はタクシー（約2km）